

「国有林野事業の工事に係る競争入札の実施に関する取扱いについて」の一部改正について

「国有林野事業の工事に係る競争入札の実施に関する取扱いについて（平成25年3月28日付け24林国管第180号林野庁林政課長通知）の一部改正されたことにより簡易型総合評価落札方式（施工体制確認型を含む。）により実施する森林土木工事であって比較的難易度が低いもののうち、次のいずれかに該当するものについては、技術提案（簡易な施工計画）の評価を省略した入札公告とします。

- (1) 予定価格が1億円未満の工事
- (2) 継続の事業箇所と既施工箇所と施工内容が類似する等の、特に技術提案を求める必要がないと認められる工事

令和4年3月1日以降の入札公告から適用とします。

令和4年1月26日

四国森林管理局

治山課

088-821-2150

森林整備課

088-821-2200

経理課専門官(契約適正化担当)

088-821-2011